

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年2月19日

横浜市契約事務受任者
選挙管理委員会事務局長 武島 和仁

1 契約の概要

【令和8年衆議院選挙】啓発幕類等掲出企画・運営・撤去委託

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙の投票日の周知と投票参加を呼びかける幕類の掲出にあたり、横浜市内18区役所において掲出場所の調査、企画提案等及び幕類の製作・設置・メンテナンス・撤去を行うもの。

2 履行(納品)場所

報告書等の提出:横浜市選挙管理委員会事務局調査課
幕類の掲出:区役所18区

3 契約日

令和8年1月19日

4 履行日又は履行期間

令和8年1月19日から令和8年2月19日まで

5 契約金額

2,860,000円

6 契約の相手方(名称及び所在)

株式会社 旭広告社
横浜市中区常磐町2-19

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

本委託業務で掲出する横断幕等は、有権者に対して衆議院選挙の期日等を周知するためのものであり、1月27日の公示日から選挙期日までの少なくとも13日間は確実に掲出をしておく必要があります。

本業務では事前に掲示場所の状況について現地確認を行ったうえで、本市職員が提示するベースデザインを基に、18区それぞれの掲示場所に合致するように様々なサイズ・形状に組み替えたうえで、横断幕や懸垂幕を作製するため、通常であれば掲出開始まで3週間ほどの時間を要します。

しかし、内閣総理大臣による衆議院の解散表明があり、選挙を行うことが現実となったのは1月19日であり、通常の契約手続きを行ったうえで先述の作業を経て1月27

日の公示日までに全区への掲出を行うことは困難であったため、当該随意契約を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

当該業者は、令和5年の統一地方選挙、令和6年の衆議院議員総選挙、令和7年の参議院議員通常選挙、横浜市長選挙においても、同様の内容で受託した経験を有することから、上記デザイン・現地調査を速やかに実施することが期待できます。加えて、令和5年の統一地方選挙、令和7年の参議院議員通常選挙、横浜市長選挙においては、同様の内容で公募型指名競争入札を実施しましたが、応札があったのは当該業者1社のみでした。

これらのことから、上記期間内に、求められるデザインを迅速に仕上げ、設置場所の状況に応じた適切な掲示・撤去作業ができる業者は、他に存在しないと考えられるため、当該業者との随意契約を締結しました。

9 所管課

選挙管理委員会事務局調査課